

モスクワ日本人学校校庭利用ルール

平成26年11月6日 運営委員会制定

第一条：利用条件

- (1) 総勢10人以上で、その過半数がモスクワ日本人学校（以下、学校とする）の在校生で構成される、運動を目的とした団体であること。
- (2) 団体責任者および利用時の引率者が学校在校生の保護者であること。
- (3) 一切の営利活動・政治活動・宗教活動・反社会的行動を行わないこと。
- (4) 第三条「利用上の注意」に同意し、これを遵守すること。
- (5) その他、モスクワ日本人学校運営委員会（以下、運営委員会とする）が許可した場合。

第二条：利用申請

- (1) 利用日時の申請に際しては、以下の書類を電子メールにて運営委員会宛に提出する。
 - A. モスクワ日本人学校校庭利用申請書
 - B. 利用者名簿（団体のメンバー全員を記入）なお、電話や持参等、電子メール以外での申請は受け付けない。
- (2) 団体のメンバーに変更が発生した際は、運営委員会宛に名簿を速やかに再提出すること。
- (3) 利用の申請は、基本的に学期每一括で行うこととし、以下の日のみ受け付ける。
 - 1 学期（始業式～終業式まで）利用分 = 3月の第一月曜日のみ受付
 - 2 学期（夏休み～終業式まで）利用分 = 7月の第一月曜日のみ受付
 - 3 学期（始業式～終業式まで）利用分 = 12月の第一月曜日のみ受付※敷地内四校の授業等の都合上、原則として春休み及び冬休み期間中の利用は認めない。
- (4) 利用の可否は運営委員会にて審議し、結果を申請者に連絡する。また、同一の利用日時に複数の団体から希望があった場合は、運営委員会が公正な抽選を行い利用者を決定する。

第三条：利用上の注意

- (1) 敷地内四校の都合により利用が急遽中止される場合もある。
- (2) 運営委員会により承認を受けた後に利用日を変更する場合は、変更する利用日の3週間前までに団体責任者が運営委員会宛に電子メールにて連絡すること。
利用当日のキャンセルは、学校警備詰所へ電話にて至急連絡すること。
- (3) 利用時間を厳守すること。利用時間には、更衣・清掃等の時間も含まれる。
- (4) 学校の備品を無断使用したり、校庭以外の学校施設へむやみに立ち入ったりしないこと。
- (5) 学校敷地内で火器の使用および喫煙を行わないこと。
- (6) スポーツの実施に必要な給水等を超える飲食は行わず、ゴミは持ち帰ること。
- (7) 来校者や他校および近隣住民の迷惑となる行為は慎むこと。
- (8) 備品や施設を損壊した場合は運営委員会に至急報告し、各団体の責任にて弁償すること。
- (9) ケガや事故等の責任は、利用者各自が全て負うこと。学校・運営委員会・保護者会は、いずれもその責を負わない。
- (10) その他、本ルールを含め運営委員会および学校の指示には必ず従うこと。従わない場合、運営委員会が利用許可を取り消すことがある。